

(問) 有機 JAS の生産行程管理者と小分け業者はそれぞれどのような業務を行うのですか。

(答)

- 1 生産行程管理者としてできる行為、小分け業者としてできる行為は有機性が損なわれるリスクの管理能力（以下「リスク管理能力」という。）に応じて判断することとなります。
- 2 有機農産物、有機畜産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）の生産行程管理者は肥培管理やほ場等における有害動植物の防除、家畜及び家きんの管理を行う中で使用禁止資材を混入させない生産行程管理を、有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）の生産行程管理者は非有機品の原材料配合割合を5%以下に抑える生産行程管理を行い、JAS規格に適合しているかどうか検査を行い、適合しているものに格付し格付の表示を付する業務を行います。
- 3 小分け業者は非有機品を混合せずに、有機性を維持したまま小分け行為（複数のロットを一つにまとめる行為を含む）をし、格付の表示を付する業務を行います。具体的には非有機品を混合させない限り、取り出した有機農産物を平積みすること、皿に盛ること、袋詰めすること、容器に入れること、カットすること、カットしたものにラップをかけること等の小分け行為を行い、小分け行為を行ったものに対して格付の表示を付す業務を行います。なお、小分け業者は、精米及びコーヒーの焙煎等を行うことができます。
- 4 なお、生産行程管理者に求められるリスク管理能力は、小分け業者に求められるリスク管理能力を包含していることから、生産行程管理者は、小分け業者の認証がなくても、小分け業者が行うことができる小分け行為を行うことが可能です。生産行程管理者が小分けを行った場合については、受入れ以後の工程について管理把握し、格付を行う必要があります。